

③戸籍に関する届出の際にも、必ず窓口に来られた方の本人確認を行います。

確認ができなかった場合には、ご本人に対して戸籍に関する届出(婚姻届等)が受理もしくは不受理されたことを文書にて通知します。

【本人確認はどのような方法で行うのですか？】

①②③共に運転免許証・パスポート・写真付の住民基本台帳カード・身体障害者手帳など、写真付の公的な身分証明証の提示を受ける方法によって行います。公的機関の発行した身分証明証をお持ちでない方は、健康保険証や診察券・キャッシュカード等の提示と窓口での聞き取りによって確認を行います。

【虚偽等の届出をした人への罰則が強化されました】

住民票や戸籍などの書類を虚偽や不正な手段で取得したり、届出などを行った人には30万円以下の罰金が科せられます。

年金事務所からのお知らせ

【国民年金のメリット】

・生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が国庫負担(税金)で賄われているため、支払った保険料を上回る給付を受けることができる計算となっています。厚生労働省の試算では、1985年生れ(2005年に20歳)の方でも納めた保険料の1.7倍以上となります。

・老後を支える終身保障

国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障であり、老後の生活をサポートします。

・ケガや病気、万が一のときもサポートします

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「障害基礎年金」、亡くなったときにはその遺族に「遺族基礎年金」が支給されるなどあなたの生活をサポートします。

・納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められています。

・国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金加入(20歳)してから年金受給(65歳)するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。

お問い合わせ 貝塚年金事務所 電話431-1122

税務課からのお知らせ

お問い合わせ 税務課
電話 466-5003 FAX 465-3794

◎固定資産税(第3期分)の納期限は**9月30日(木)**です。

◎口座振替をご利用のみなさまへ

口座振替をご利用いただいているみなさまについては、**9月30日(木)**が振替日となりますので、振替予定額を超える預金残高があることを必ずご確認ください。

◎納期限を過ぎますと、所定の利率で計算した**延滞金**が必要となります。

皆さまの健康を守る国民健康保険は、一人ひとりの助け合いで成り立っています。
国民健康保険料の納付に、ご理解・ご協力をお願いします。